

令和7年8月5日

写

高山市長 田中 明 様

高山市指定管理者制度評価審査会
会長 番場 智徳

高山市指定管理者制度評価審査会の結果について（報告）

令和7年7月16日に開催した高山市指定管理者制度評価審査会において審査した、令和6年度指定管理者（225施設）の実績評価について、下記のとおり結果を報告します。

記

令和6年度における指定管理施設は、利用者のニーズにあったサービス提供や管理水準が保たれており、実績評価内容に不適切と判断される施設はなかった。

なお、指定管理者制度の運用にあたっては、以下の点に留意されたい。

- 1 利用者が固定化している施設については、多用途に利用できることを広く周知するほか、昨今の猛暑を踏まえた開設時期や期間の柔軟な対応、施設概要を入口に掲示し入館しやすい環境を整えるなど利用促進を図ること
- 2 施設に職員が常駐していない施設においてアンケートの回答数が少ないことから、申込時や鍵の返却時等における利用者との面会機会の活用や、インターネットと紙の併用等、多くの意見を聞けるよう創意工夫すること
- 3 施設の名称と利用実態が異なっている場合は名称を変更するなど、利用者の誤解を招かないような対応を検討すること
- 4 採算性の悪い施設については、施設の機能を最大限発揮できるよう活用方法について指定管理者と協議するほか、必要に応じて昨今の物価上昇を鑑みた適正な使用料に見直すこと
- 5 自主事業として実施された複数の指定管理施設による合同催事については、利用促進・サービス向上につながる好事例であることから、他の指定管理者にも同様の取組みが広がるよう周知すること
- 6 指定管理業務における就労者の雇用条件改善等に伴う指定管理料（人件費）増額が図られたところであるが、管理運営に要する経費は指定管理者の負担とされており補正予算の措置を行っていない道の駅についても、就労者の雇用条件改善等が図られるよう市として適切に指導を行うこと